

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福祉保健部医務課
契約締結年月日	令和7年4月1日
契約者名	公益社団法人山梨県看護協会
契約名	山梨県ナースセンター事業委託契約
契約金額 (税込み)	24,149,648円
随意契約理由	<p>平成4年6月に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条の規定により、都道府県では看護職員の確保および就業促進等を内容とするナースセンター事業の委託を前提として、都道府県ナースセンターを指定（各都道府県に1箇所）できることとなった。</p> <p>山梨県では、未就業者に対する職業紹介、看護職の業務等の普及啓発および離職防止のための必要な事業を実施することにより、医療機関の看護職員の不足解消を図っている。</p> <p>業務執行に必要な条件である、①看護職の無料職業紹介を行う、②病院等における看護師等の確保の動向および就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行う、③看護についての知識および技能に関し離職防止等の研修を行う、④看護についての知識及び技能に関する情報提供、相談その他の援助を行う、について、山梨県看護協会は援助体制が整っている。また、県下の看護職員が加入する看護職員の職能団体として、県内医療機関等の看護職の状況を把握しているとともに、看護職員確保対策連絡協議会、公共職業安定所等との連携、看護師等の確保を図るために必要な業務を行っている。</p> <p>当該団体は、県内の医療、看護関係団体の中で、本事業を適正かつ確実に行うことのできる唯一の団体であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略することとする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号